

第三期 特定健康診査等実施計画

島根県市町村職員共済組合

目 次

第一 特定健康診査の基本的考え方	1
第二 島根県市町村職員共済組合の現状	2
第三 第二期実施計画期間における実施状況	3
1 特定健康診査等の実施率の推移	
2 事業成果の分析	
第四 第三期実施計画の達成目標	5
1 特定健康診査の実績に係る目標	
2 特定保健指導の実績に係る目標	
3 特定健康診査等の実施の成果に係る目標	
第五 特定健康診査等の対象者数	6
第六 特定健康診査等の実施方法	7
第七 個人情報等の保護	8
第八 特定健康診査等実施計画の公表及び周知	9
第九 特定健康診査等実施計画の評価及び見直し	9

※ 資料中の年号については、平成31年度以降についても便宜上「平成」を使用する。

第一 特定健康診査の基本的考え方

国民の受療の実態を見ると、高齢期に向けて生活習慣病の外来受療率が徐々に増加し、次に75歳頃を境にして生活習慣病を中心とした入院受療率が上昇している。

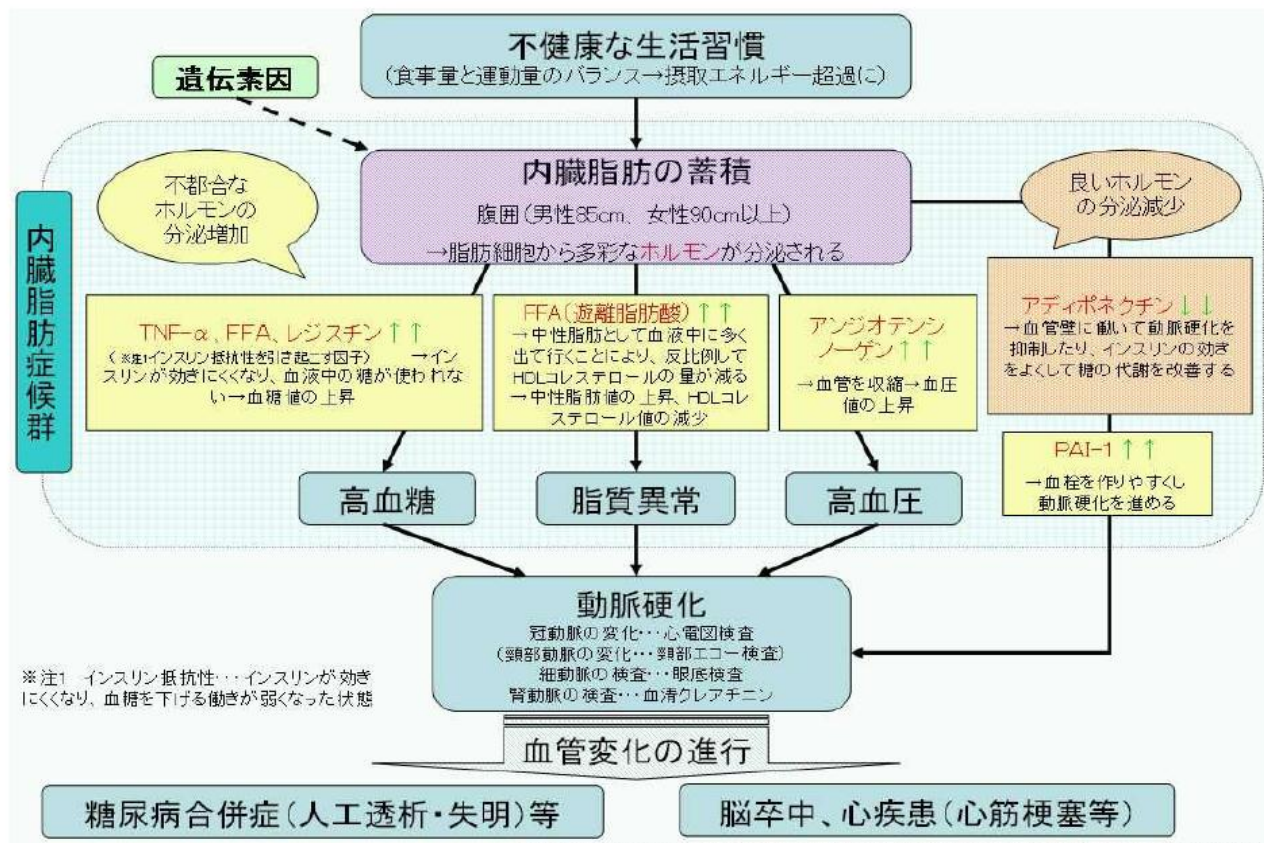
これを個人に置き換えてみると、不適切な食生活や運動不足等の不健康な生活習慣がやがて糖尿病、高血圧症、脂質異常症、肥満症等の発症を招き、外来通院及び投薬が始まり、生活習慣の改善がないままに、虚血性心疾患や脳血管疾患等の発症に至るという経過をたどることになる。

このため、生活習慣の改善による糖尿病等の生活習慣病の予防対策を進め、糖尿病等を予防することができれば、通院患者を減らすことができ、この結果、国民の生活の質の維持及び向上を図りながら医療費の伸びの抑制を実現することが可能になる。

糖尿病等の生活習慣病の発症には、内臓脂肪の蓄積（内臓脂肪型肥満）が関与しており、肥満に加え、高血糖、高血圧等の状態が重複した場合には、虚血性心疾患、脳血管疾患等の発症リスクが高くなる。このため、メタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）の概念を踏まえ適度な運動やバランスのとれた食事の定着などの生活習慣の改善を行うことにより、糖尿病等の発症リスクの低減を図ることが可能となる。

特定健康診査は、糖尿病等の生活習慣病の発症や重症化を予防することを目的として、メタボリックシンドロームに着目し、生活習慣を改善するための特定保健指導を必要とする者を、的確に抽出するために行うものである。

メタボリックシンドロームのメカニズム



第二 島根県市町村職員共済組合の現況

本組合は、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）に基づき、県内の市町村役場等（以下「所属所」という。）に勤務している地方公務員及びその被扶養者に対し、平成20年度から特定健康診査・特定保健指導（以下「特定健康診査等」という。）を行っている。

平成28年度の所属所数は、8市、10町、1村、15一部事務組合等で、合計34である。

平成29年4月1日現在における40歳以上74歳以下の者の割合は、組合員（任意継続組合員を含む。）の60.7%、被扶養者（任意継続組合員の被扶養者を含む。）の15.1%を占めている。

特定健康診査について、組合員にあつては、所属所が労働安全衛生法に基づいて行う健診（以下「事業主健診」という。）により行っている。

被扶養者等（任意継続組合員及びその被扶養者を含む。以下同じ。）にあつては、集団健診又は特定健康診査実施医療機関により実施している。

また、本組合の人間ドックを受診する者は、人間ドックにより行っている。人間ドックは、現在16ヶ所の健診機関との間で契約している。

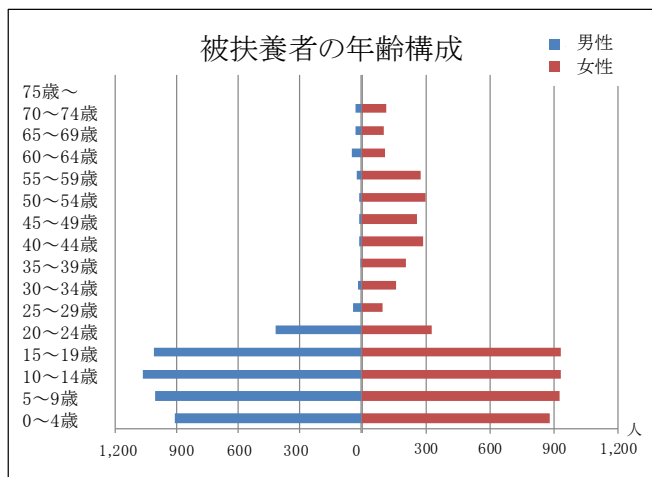
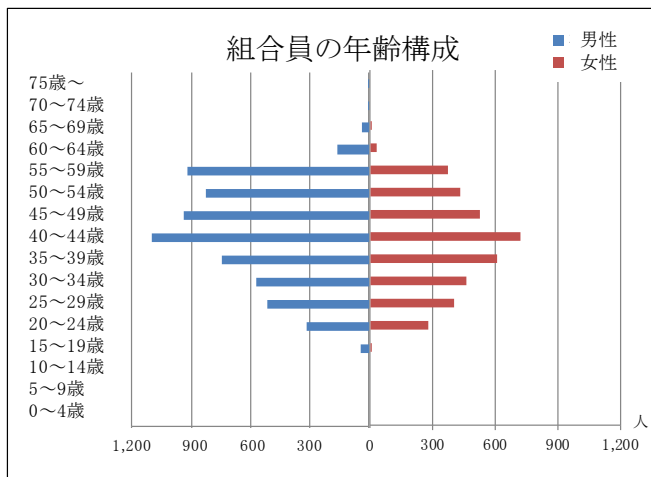
特定保健指導について、集合契約により委託契約を結び、医療機関等で指導を行っている。組合員にあつては、個別契約による委託業者が所属所の会議室等で指導を行っている。

平成29年4月1日現在

地方公共団体数	市	町	村	一部	計
	8	10	1	15	34
組合員数* ¹ (うち40～74歳)	男性	女性	計		
	6,170人 (3,988人)	3,842人 (2,085人)	10,012人 (6,073人)		
被扶養者数* ² (うち40～74歳)	男性	女性	計		
	4,623人 (146人)	5,932人 (1,453人)	10,555人 (1,599人)		

*1 任意継続組合員を含む

*2 任意継続組合員の被扶養者を含む



第三 第二期実施計画期間(平成25年度から平成29年度)における実施状況

※ 平成29年度は、実施期間中のため未確定である。

1 特定健康診査等の実施率の推移

①特定健康診査

		平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
組合員	対象者数	6,005 人	6,121 人	6,182 人	6,221 人
	受診者数	5,538 人	5,699 人	5,791 人	6,012 人
	実施率	92.2 %	93.1 %	93.7 %	96.6 %
被扶養者等	対象者数	1,827 人	1,773 人	1,695 人	1,611 人
	受診者数	806 人	795 人	629 人	733 人
	実施率	44.1 %	44.8 %	37.1 %	45.5 %
計	対象者数	7,832 人	7,894 人	7,877 人	7,832 人
	受診者数	6,344 人	6,494 人	6,420 人	6,745 人
	実施率	81.0 %	82.3 %	81.5 %	86.1 %

②特定保健指導

		平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
組合員	対象者数	1,171 人	1,172 人	1,190 人	1,196 人
	該当割合	21.1 %	20.6 %	20.5 %	19.9 %
	終了者数	93 人	79 人	139 人	163 人
	実施率	7.9 %	6.7 %	11.7 %	13.6 %
被扶養者等	対象者数	55 人	60 人	46 人	43 人
	該当割合	6.8 %	7.5 %	7.3 %	5.9 %
	終了者数	1 人	0 人	2 人	3 人
	実施率	1.8 %	0.0 %	4.3 %	7.0 %
計	対象者数	1,226 人	1,232 人	1,236 人	1,239 人
	該当割合	19.3 %	19.0 %	19.3 %	18.4 %
	終了者数	94 人	79 人	141 人	166 人
	実施率	7.7 %	6.4 %	11.4 %	13.4 %

2 事業成果の分析

①内臓脂肪症候群に関する事項

	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
該 当 者 数	882 人	885 人	915 人	963 人
該 当 割 合	13.9 %	13.6 %	14.3 %	14.3 %
予 備 群 者 数	675 人	718 人	715 人	718 人
予備群者割合	10.6 %	11.1 %	11.1 %	10.6 %
該 当 者 ・ 予 備 群 者 数	1,557 人	1,603 人	1,630 人	1,681 人
該 当 者 ・ 予備群者割合	24.5 %	24.7 %	25.4 %	24.9 %

②内臓脂肪症候群・予備群該当者の減少に関する事項

	平成28年度
内臓脂肪症候群・予備群 の減少率(平成20年度比)	4.6 %

$$\text{計算式} = \frac{\text{平成20年度内臓脂肪症候群該当者及び予備群推定数} - \text{平成28年度内臓脂肪症候群該当者及び予備群推定数}}{\text{平成20年度内臓脂肪症候群該当者及び予備群推定数}}$$

※ 推定数は、各年度の内臓脂肪症候群該当者及び予備群の出現割合を平成28年度の特定健康診査対象者数に乗じて算出した数。

	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
前年度内臓脂肪症候群 ・予備群の数	1,350 人	1,365 人	1,408 人	1,462 人
上記のうち、当年度に 内臓脂肪症候群該当者 ・予備群者から外れた数	287 人	276 人	262 人	264 人
内臓脂肪症候群・予備 群の減少率	21.3 %	20.2 %	18.6 %	18.1 %

※ 当年度の資格喪失者は含まない。

③保健指導対象者の減少に関する事項

	平成28年度
特定保健指導対象者の減少率(平成20年度比)	19.2 %

$$\text{計算式} = \frac{\text{平成20年度特定保健指導対象者推定数} - \text{平成28年度特定保健指導対象者推定数}}{\text{平成20年度特定保健指導対象者推定数}}$$

※ 推定数は、各年度の特定保健指導対象者の出現割合を平成28年度の特定健康診査対象者数に乗じて算出した数。

	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
前年度特定保健指導対象者の数	1,070 人	1,107 人	1,111 人	1,130 人
上記のうち、当年度に特定保健指導の対象から外れた数	229 人	251 人	212 人	214 人
特定保健指導対象者の減少率	21.4 %	22.7 %	19.1 %	18.9 %
前年度特定保健指導利用者の数	123 人	106 人	176 人	222 人
上記のうち、当年度に特定保健指導の対象から外れた数	33 人	41 人	52 人	54 人
特定保健指導による特定保健指導対象者の減少率	26.8 %	38.7 %	29.5 %	24.3 %

※ 当年度の資格喪失者は含まない。

第四 第三期実施計画の達成目標

1 特定健康診査の実施に係る目標

平成35年度における特定健康診査の実施率を90%にする。
なお、この目標を達成するために、平成30年度以降の実施率(目標)は次のとおりである。

	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度	平成35年度	国の 参酌標準
組 合 員	97 %	97 %	97 %	97 %	97 %	98 %	—
被扶養者等	49 %	51 %	53 %	55 %	57 %	59 %	—
計	87 %	87 %	88 %	88 %	89 %	90 %	90 %

2 特定保健指導の実施に係る目標

平成35年度における特定健康診査の実施率を45%にする。
 なお、この目標を達成するために、平成30年度以降の実施率(目標)は次のとおりである。

	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度	平成35年度	国の 参酌標準
実 施 率	30 %	33 %	36 %	39 %	42 %	45 %	45 %

3 特定健康診査等の実施の成果に係る目標

平成35年度において、平成20年度と比較した特定保健指導対象者の減少率を25%以上とする。
 (国の基本方針が示す参酌標準を踏まえて設定。)

第五 特定健康診査等の対象者数

1 特定健康診査(推計)

	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度	平成35年度
組 合 員	6,259 人	6,231 人	6,269 人	6,211 人	6,104 人	6,047 人
被扶養者等	1,672 人	1,647 人	1,622 人	1,597 人	1,573 人	1,549 人
計	7,931 人	7,878 人	7,891 人	7,808 人	7,677 人	7,596 人

2 特定保健指導(推計)

	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度	平成35年度
特定健康診査 受診者数	6,890 人	6,883 人	6,939 人	6,902 人	6,816 人	6,835 人
特定保健指導 対象者数	1,243 人	1,236 人	1,236 人	1,225 人	1,202 人	1,192 人
実 施 率	30 %	33 %	36 %	39 %	42 %	45 %
実施者数	372 人	407 人	444 人	477 人	504 人	536 人

第六 特定健康診査等の実施方法

1 実施機関

①特定健康診査

組合員については、事業主健診を特定健康診査に代える。

また、本組合の人間ドックを受診する者については、本組合が人間ドックを委託する健診機関とする。

被扶養者等については、代表医療保険者を通じて集合契約により特定健康診査委託契約を結んだ健診機関とする。

②特定保健指導

保健指導については、代表医療保険者を通じて集合契約により特定保健指導委託契約を結んだ医療機関等及び個別契約を結んだ保健指導機関とする。

2 実施項目

実施項目は、「標準的な健診・保健指導プログラム」第2編第2章に記載されている健診項目（検査項目及び質問項目）とする。

3 実施時期

実施時期は通年とする。

4 契約形態

①特定健康診査

代表医療保険者を通じて集合契約により特定健康診査委託契約を結び、代行機関として社会保険診療報酬支払基金を利用して決済を行い、全国での受診が可能となるよう措置する。

また、本組合の人間ドックを委託する健診機関と契約を結び、人間ドックの受診と兼ねることが可能となるよう措置する。

②特定保健指導

代表医療保険者を通じて集合契約により特定保健指導委託契約を結び、代行機関として社会保険診療報酬支払基金を利用して決済を行い、全国での受診が可能となるよう措置する。

また、個別契約により派遣型の特定保健指導委託契約を結び、所属所の会議室等で受診が可能となるよう措置する。

5 受診・利用方法

①特定健康診査

組合員については、事業主健診を受診することにより、特定健康診査を受診したこととする。

被扶養者については、組合員を通じて又は組合員の自宅へ郵送により受診券を配付する。

任意継続組合員及びその被扶養者については、任意継続組合員の自宅に受診券を郵送する。

被扶養者等は、受診券とともに組合員被扶養者証等を健診機関に提示し、特定健康診査を受ける。

また、本組合の人間ドックを受診する者は、特定健康診査を受診したこととする。

②特定保健指導

集合契約の保健指導機関で特定保健指導を受ける者は、利用券とともに組合員証等を指導機関に提示し、特定保健指導を受ける。

また、委託契約により、所属所の会議室等で訪問型の特定保健指導を受けることを可能とする。

6 周知や案内の方法

本組合の広報誌又はホームページにより周知を図る。

また、組合員の特定保健指導対象者にあたっては、受診案内を兼ねて周知を図る。

被扶養者に対しては、特定健康診査の実施にあたっては受診券を、特定保健指導対象者にあたっては利用券を配布することにより、受診案内を兼ねて周知を図る。

なお、受診案内の際には、島根県保険者協議会等が作成したリーフレットを活用する。

7 事業主健診等の健診データの受領方法

健診データは、国の定める電子的な標準様式で受領することを基本とするが、受診者が少数である等やむを得ない場合には、紙媒体での受領も可能とする。

また、勤務先等で健診を受診した被扶養者等においては、本人より紙媒体で受領する。

8 特定保健指導の対象者の抽出(重点化)の方法

「標準的な健診・保健指導プログラム」記載の選定方法に準じて、指導対象者を選定・階層化する。

9 実施に関する年間のスケジュールその他必要な事項

通年実施し、年度後半は、来年度の契約準備などを行う。

第七 個人情報等の保護

1 健診・保健指導データの保管方法や管理体制、保管等

健診データを本組合の特定健診等システムに管理・保管する。

2 記録の管理に関するルール

本組合は、島根県市町村職員共済組合個人情報保護に関する規程（平成19年規程第5号）を遵守する。

本組合及び委託された健診機関・保健指導機関は、業務によって知り得た情報を外部に漏らさない。

本組合のデータ管理者は、事務局長とする。また、データの利用者は本組合の特定健康診査等事務に従事する職員に限る。

外部委託に際しては、個人情報の厳重な管理や目的外使用の禁止、データ利用の範囲・利用者等を契約書に明記するとともに、委託先の契約遵守状況を管理する。

第八 特定健康診査等実施計画の公表及び周知

本計画書の周知は、ホームページ等で行う。

第九 特定健康診査等実施計画の評価及び見直し

本計画については、毎年実施に基づき評価する。

また、平成33年度に3年間の評価を行い、目標と大きくかけ離れた場合その他必要がある場合には見直すこととする。